

## <通知のポイント>

泉佐野市は、告示第2条第3号に該当しないこと及び法定返礼品基準に適合する地方団体として認められないことから、不指定とする判断を維持する。

## <通知の概要>

### 第1 ふるさと納税制度の趣旨と指定制度の創設

ふるさと納税指定制度は、ふるさと納税制度の本来の趣旨に照らして、特例控除の優遇に値する寄附金の対象として相応しい地方団体を総務大臣の指定に係らしめることにより、ふるさと納税制度が健全かつ公平に運用されることを企図したものである。

### 第2 告示第2条第3号について(本件不指定理由②について)

告示第2条第3号は、法が総務大臣に委任する範囲内にあり、また、地方自治法にも抵触せず、適法である。

泉佐野市は、総務大臣が適法に規定した告示第2条第3号に該当しないことから、本件不指定理由②については、判断を維持する。

## 1 告示第2条第3号の適法性について

### (1)法第37条の2第2項柱書による委任の範囲

- 改正後の地方税法の規定は、立法経過や改正法の趣旨・文理解釈から、特例控除の優遇に値する寄附金の対象として相応しい地方団体の「適格性審査基準」を定めることを総務大臣に委任したものである。
- いかなる地方団体に適格性を付与すべきかは、ふるさと納税制度の運用状況や税制としての他の制度との整合性等を踏まえた上での政策的・専門技術的考察が不可欠であるため、総務大臣には、基準策定に当たって、政策的・専門技術的裁量が認められている。このことは、法の文理解釈からも明らかである。
- 適格性を有する地方団体を指定するために、客観的な事実に基づいて判断することは当然であり、その基準策定において、地方団体のこれまでの募集方法など過去の事実関係を基準の一つとすることは、許容されるべきである。このことは、他の法令における類例や、立法経過からも明らかである。

## (2) 告示第2条第3号が法の委任の範囲内にあること

- ・ 告示第2条第3号は、総務大臣が指定すべき地方団体の適格性を判断するために当該団体の過去の制度運用についての基準を置くものであり、地方団体間の公平性を確保し、国民の理解を得るために必要な規定である。
- ・ すなわち、制度の根幹を揺るがしかねず、地方財政法第2条第1項の規定に照らしても不当というべき寄附金の募集を行った地方団体が他の団体と全く同列の扱いを受けて指定を受けることとなれば、地方団体の理解や納得は得られず、国民の制度に対する適切な理解も得られない。
- ・ また、制度趣旨に反する方法により他の地方団体と比べて著しく多額の寄附金を既に集めた地方団体をも同列に指定することは、地方税財政制度において必要とされる公平かつ効率的な財政資金の配分の観点からも、他の地方団体との公平性や納得感を欠くものとなり、制度の適正な運営を困難にする。
- ・ 趣旨に反する運用を改善する必要性を強く認識すべき「平成30年11月1日」以降を対象とすることも合理性を有する。
- ・ 地方財政審議会においても必要性・妥当性が了承されている。

## (3) 地方自治法との関係について

- ・ 地方自治法第247条第3項は、法令の根拠なく不利益な取扱いをすることを禁止するものであって、技術的助言の対象となった行為が法令の根拠に基づき不利益の対象となることを禁止するものではない。  
告示第2条第3号は、法改正により新たに創設された制度において法に授権された裁量の範囲内で策定されたものであり、同項には抵触しない。
- ・ なお、同号は、技術的助言に反したこと自体を事由とするものではなく、地方財政法第2条第1項の規定に照らしても不当というべき内容を規定しており、技術的助言よりもさらに限定された内容となっている。

## 2 泉佐野市は告示第2条第3号に該当しないこと

泉佐野市による平成30年11月1日から平成31年3月31日までの募集の態様は、返礼品の全品目を返礼割合3割超、7割以上を非地場産品とし、それらにAmazonギフト券を追加して交付するなど、過度な返礼品をことさら強調して寄附を誘引するものであり、これにより、同期間において、平成30年度に最も多くの寄附金を受領した地方団体の受入額(49億5,705万円)の6倍をも上回る約332億円を受領したことから、泉佐野市は告示第2条第3号に該当しない。

### 第3 法定返礼品基準について(本件不指定理由①及び③について)

泉佐野市を法定返礼品基準に適合する地方団体として認めることはできないため、本件不指定理由③については、判断を維持する。(本件不指定理由①については、独立した不指定の理由としては扱わない。)

#### 1 法定返礼品基準に適合するかどうかの審査の在り方等

- ・ 申出の内容にかかわらず、一度指定を受ければ、基準に適合しない返礼品を提供して寄附金を募集したとしてもその寄附金は特例控除の対象となるため、仮に、実際返礼品の提供を予定する団体が「返礼品を提供しない」と申し出て指定を受けられれば、寄附金募集の適正を確実にするという事前審査の意義をおよそ失わせることとなること
- ・ 法の規定により、指定を受けようとする全ての地方団体に対して、申出書の記載以外の客観的な情報として、「基準に適合していることを証する書類」の提出が要求されていること

等により、「返礼品等を提供しない」と申し出た場合であっても、実際には返礼品を提供しないとは認められない地方団体については、法定返礼品基準に適合するかどうかの審査が必要(「要審査説」)である。

#### 2 本件における法定返礼品基準への適合性について(本件不指定理由③について)

##### (1)返礼品を提供する予定があると認めるべきこと

- ・ 申出書提出後すぐに行った公式記者会見において返礼品を提供する意思があることを対外的に表明していること
- ・ 長期間にわたり返礼品による誘引力に依存した募集を行い、こうした姿勢は改正法公布後も変化がないことから、返礼品を提供する予定があると認められる。

##### (2)法定返礼品基準に適合する地方団体と認められないこと

- ・ 法定返礼品基準に「適合していることを証する書類」として提出を求めている書類(提供予定の返礼品一覧)を提出していないこと
- ・ 累次のキャンペーンを経て、最大6割(不指定後は最大7割)という高い返礼割合の返礼品を提供していたこと
- ・ 多数の地場産品以外の返礼品を提供し続けたこと、一貫してピーチポイントを地場産品であるとしていることから、法定返礼品基準に適合する地方団体と認められない。

## 【参照条文】

### ○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（寄附金税額控除）

#### 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3～14 略

### ○平成三十一年総務省告示第百七十九号（抄）

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一及び二 略

三 平成三十年十一月一日から法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書を提出する日までの間に、前条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

### ○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（地方財政運営の基本）

第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 略

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（助言等の方式等）

#### 第二百四十七条 略

2 略

3 国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行つた助言等に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。